

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年9月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月13日から38年5月1日まで

昭和37年にA事業所に入社し、43年1月まで継続勤務していたにもかかわらず、37年9月にA事業所C支店から同事業所B支店が管轄しているD所に転勤した際、厚生年金保険の加入期間に空白の期間が生じており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の従業員住所録及び雇用保険の加入記録並びに申立人の元同僚の証言から、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和37年9月13日にA事業所C支店から同事業所B支店が管轄しているD所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和38年5月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月22日から同年4月1日まで

昭和37年4月にB事業所に入社し、51年3月22日に同事業所C支所から関連会社のA事業所に出向した際、継続して勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白期間が生じており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和51年3月22日にB事業所C支所からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和51年4月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和28年4月24日から同年5月6日までの期間及び32年6月8日から33年6月13日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を28年5月6日に、C支店における資格取得日に係る記録を32年6月8日に訂正し、28年4月の標準報酬月額を8,000円、32年6月から33年5月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、A事業所B支店の事業主は申立人に係る昭和28年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、A事業所C支店の事業主は申立人に係る昭和32年6月から33年5月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年4月24日から同年5月6日まで  
② 昭和32年6月8日から33年6月13日まで

夫は、昭和21年7月5日にA事業所に入社し、58年11月1日まで継続して勤務していたにもかかわらず、二度の転勤時に厚生年金保険加入期間に空白が生じ、同期間が継続していないのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所健康保険組合が保管している被保険者名簿から、申立人がA事業所に継続して勤務し(昭和28年5月6日にA事業所B支店からD支店に異動、32年6月8日にD支店からC支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店及びC支店における昭和28年3月及び33年6月の社会保険事務所の記録から、昭和28年4月については、8,000円、32年6月から33年5月までについては、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、A事業所B支店の事業主が申立人に係る昭和28年4月の厚生年金保

険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない  
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、A事業所C支店の事業主が申立人に係る昭和 32 年 6 月から 33 年 5 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、33 年 6 月 13 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 6 月から 33 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月12日から同年4月12日まで

A事業所に昭和27年3月入社し、62年6月まで継続勤務していたにもかかわらず、29年4月にA事業所B支店からC支店に転勤した際、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白期間が生じており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が作成した申立人の履歴簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し(昭和29年4月12日にA事業所B支店からC支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和29年2月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月30日から20年9月22日まで  
夫が昭和19年10月30日から20年9月22日までA事業所において事務員として勤務していたことは、会社発行の辞令から確かであるが、厚生年金保険の加入記録をみると、加入していないことになっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所発行の辞令書から、申立人が、申立期間について、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の事業主は、「保存している退職者人事記録カードに申立人の氏名の記載がないため在籍の確認がとれない上、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び保険料の控除については、資料を保存していないため不明である。」と回答している。

また、社会保険庁が保管する申立て事業所に係るオンライン記録に申立人の同僚に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立期間において、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 48 年 4 月まで  
昭和 47 年 2 月から 48 年 4 月まで A 事業所の厨房で調理人として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。  
しかし、厚生年金保険の加入記録をみると加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚等の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の元同僚は、「申立人が A 事業所で働いていたことは覚えているが、時期も期間も分からない。申立人が厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたかについても分からない。」と証言している。

また、申立てに係る事業所は、申立期間当時の書類を保存していないことから、厚生年金保険料の控除等に関する資料は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は申立期間において、雇用保険の被保険者となっていない上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 11 日から 35 年 7 月 29 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A 事業所における厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金が支給されているとのことであるが、私は受け取った記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 35 年 8 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間とでは別の記号番号となっており、このことは、脱退手当金を受給したために、申立人の記号番号が異なったものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月16日から38年4月1日まで  
年金の受給手続をした際、A事業所に勤務した期間が脱退手当金の支給を受けた期間とされていた。私は、A事業所を事情が有り無断欠勤し、そのまま同事業所を退社していること、脱退手当金受給の手続はA事業所の前に勤めていたB事業所を退職した際に行った記憶があることから、A事業所の勤務期間については脱退手当金を受給していないと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、その脱退手当金の支給額は、A事業所及びB事業所の期間を合算した被保険者期間に相当する法定支給額にほぼ一致しており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に係る脱退手当金の支給日は、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和38年6月13日となっているにもかかわらず、申立人は、A事業所における被保険者期間（昭和36年5月16日から38年4月1日まで）の脱退手当金は受給していないと主張しているところ、B事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から申立期間に係るA事業所の被保険者資格の取得日までは極めて短期間（1日）であり、この間に脱退手当金が支給されたとは考え難いほか、制度上、脱退手当金は過去のすべての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであり、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたA事業所及びB事業所の被保険者期間の一部の期間のみについて脱退手当金を受給したとする申立ては不自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月から同年 12 月まで

私は、A事業所B支店に正社員のトラック運転手として昭和 31 年 9 月から勤務した。1 日 8 時間勤務で給料は現金で貰い、給料袋の中に控除明細書が入っており、厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所B支店に勤務していたと主張しているが、「当時は臨時雇用だったかも知れない。」とも述べており、同支店の総務担当者は、「当時は、多数の臨時雇用の運転手を採用していた。」と回答していることから、申立人が申立期間において、正社員であったかどうか確認できない。

また、同支店の総務担当者は、「申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届（控）を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。また、臨時雇用の運転手については、勤務期間の長短にかかわらず厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、申立期間当時、申立てに係る事業所の事業主は、臨時雇用の社員について、厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所健康保険組合は、申立期間に係る申立人の加入記録は無いと回答しており、かつ、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間において、申立人の記録は無く、厚生年金保険の整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は同僚等の氏名の記憶が無いため、同僚等の証言を得ることもできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 18 日から 35 年 3 月 30 日まで  
② 昭和 36 年 7 月 2 日から 40 年 11 月 27 日まで

私は、昭和 40 年 11 月に A 事業所を退職し、その数か月後に転居している。また、退職時に会社から脱退手当金の説明も受けておらず、脱退手当金の支給を受けた記憶が無い。将来、年金として受け取るつもりでいたので、当時、脱退手当金を請求するはずも無く、年金記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「41. 5. 6 脱」のゴム印表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 6 か月後の昭和 41 年 6 月 7 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、申立人の年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。